

尾張旭市選挙管理委員会（平成30年第4回）会議録

- 1 開催日時  
平成30年12月3日（月）  
開会 午前10時  
閉会 午前10時20分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員  
委員長 玉置民夫  
委員 日比野美次、森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員  
0人
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充、書記 三浦一輝、  
竹内耕平
- 7 議題  
第15号議案 選挙人名簿の登録について  
第16号議案 選挙人名簿の登録の抹消について  
第17号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第4回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、12月の定時登録、在外選挙人名簿関係の議案、計3件でございます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。 それでは、委員長お願いいたします。
委員長	改めましておはようございます。

	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>まず12月の定時登録に関する第15号議案、第16号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第15号議案、第16号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第15号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを同日に登録しなければならないとされており、本日は12月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>通常は12月1日に行う選挙管理委員会ですが、公職選挙法第22条第1項に基づき、通常12月1日に登録を行うこととなりますが、12月1日が地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日に登録することとなっています。このため、本市では、同項の規定に基づく登録月の1日の直後の尾張旭市の休日を定め</p>

る条例に定められた休日以外の日である12月3日月曜日に定時登録を行うものです。

それでは、議案をはねていただきまして、「平成30年12月3日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、9月3日に行いました定時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件等として、年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成12年9月3日から平成12年12月2日までの出生者、住所要件としましては、平成30年6月2日から平成30年9月1日までの転入者ということになります。

次に第16号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございます。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、9月3日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消されるかたは、平成30年9月1日から平成30年11月30日までの死亡者等と、平成30年5月1日から平成30年7月31日までの市外への転出者等でございます。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

	<p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第15号議案及び第16号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p>
	(名簿確認)
委員長	では、第15号議案及び第16号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第15号議案及び第16号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第15号議案及び第16号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿に関する第17号議案について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>では、第17号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方が、国内に転入して4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の9月3日時点の登録者数、今回、12月3日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、1名の方が減りますので、37名の方が在外選挙人名簿に登録されることとなります。</p> <p>第17号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第17号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第17号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第17号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということ          ことで事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの2次審査入賞作品              について</li> </ul>
	(なし)
委員長	<p>本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理          委員会を閉じさせていただきます。</p>